

立教大学日本文学会会則

第一条 本会は立教大学日本文学会と称し、事務局を立教大学文学部文学科日本文学専修研究室に置く。

第二条 本会は会員の日本文学・日本語学の研究、ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条 本会は次の会員をもつて構成する。

一、**普通会员** 立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼任の現教職員 同学科専修卒業生、大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生およびその他本会の趣旨に賛同する者。

一、**学生会員** 立教大学大学院文学研究科（日本文学専攻）在学生および同文学部文学科日本文学専修在学生。

一、**特別会員** 立教大学文学部文学科日本文学専修の専任および兼任の旧教職員、同専修関係の現非常勤講師。

一、**同窓会員** 立教大学文学部日本文学科・日本文学専修の卒業生および大学院文学研究科（日本文学専攻）修了生、その他本会の趣旨に賛同する者。

第四条 本会は次の事業を行う。

一、機関誌「立教大学 日本文学」、「立教大学 日文ニュース」の刊行。但し、機関誌の編集その他に関しては別に細則を定める。
二、研究発表会。

一、その他の必要な事業。

第五条 本会の経費は、普通会员の会費、ならびに寄付金その他の収入をもつてあてる。

第六条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日までとする。

第七条 本会には次の役員を置く。

一、**会長** 一名 本会を代表し会務を統べる。
一、**委員** 若干名 本会の会務を行う。但し、委員会の構成その他に関しては別に細則を定める。

一、**会計監査** 一名 本会の会計を監督監査する。

第八条 会長は立教大学文学部文学科日本文学専修主任を当てる。委員・会計監査は普通会员の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

第九条 役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

第十条 本会は年一回總會を開催するものとする。

第十一条 会則の改正は總會の議を経て行う。付則 本会則は一九七二年十一月十一日より改正施行する。一九九八年七月十一日一部改正。二〇〇九年七月四日一部改正。二〇一〇年七月三日一部改正。

同 細 則

一、委員会は、事務局担当委員、編集担当委員およびその他の委員で構成される。
二、委員会の構成人員は、教員八名前後、その他十名前後とする。

三、事務局は事務局担当委員をもつて構成する。

四、事務局担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

五、編集担当委員は、委員の中から、教員二名、大学院生二名を選出し、会長がこれを委嘱する。

六、編集担当委員は、編集会議を開いて機関誌の企画編集を行う。

七、会計は、教員委員の中から一名を選出し、会長がこれを委嘱する。

八、本会の会費は、普通会员は年四千元、同窓会員は年百円とし、五年分五百円を一括して納めることとする。

九、普通会员・学生会員・特別会員には、「立教大学 日本文学」、「立教大学 日文ニュース」が配布される。同窓会員には「立教大学 日文ニュース」が配布される。

十、本会の会費を三年以上つづけて未納の者は退会とみなされる。ただし退会後は、会費滞納三年分に加えて新年度会費を納めることでの再入会とする。

十一、学生会員、特別会員については、会費を免除する。

十二、細則の改正は委員会の議を経て行い、会長の承認をうるものとする。

付則 本細則は一九七二年十一月十一日より施行する。一九九八年七月十一日一部改正。二〇〇九年七月八日一部改正。二〇一〇年七月四日一部改正。二〇一〇年七月三日一部改正。